

一般社団法人やまがたアルカディア観光局 写真・映像データ借用ガイドライン

事業者等の方々が、その目的に関わらず、一般社団法人やまがたアルカディア観光局（以下「観光局」という。）が所有する写真又は映像データの借用を希望する場合には、あらかじめ観光局の許可を受ける必要がある。

このガイドラインは、許可に必要な手続きを示すものである。

1. 許可手順等

- ①許可を受けようとする場合には、別記様式を使用して電子メール等で観光局に申請すること。
- ②観光局は、申請受理後、申請内容を確認の上電子メールで許可書を申請者に送付する。また、この際に写真又は映像データを送付する。
- ③電子メールでの申請及び許可は、公印等を押印した申請書をPDF ファイルとしたもので差支えない。ただし、これにより難しい場合は、公印等を押印した申請書を郵送すること。
- ④以前観光局から借用した写真及び映像データを使用した出版物を再発行しようとする場合、又は借用したデータを使用して新たな出版物を発行しようとする場合は、改めて申請すること。なお、使用の有効期限は申請から最長1年間とする。

2. 順守事項

- ①下記に該当する場合には、一切使用を禁止するものとする。
 - ア 公的秩序に反する内容を含む媒体への掲載
 - イ 他人の権利や財産、プライバシーなどを侵害する恐れのある媒体への掲載
 - ウ アダルトサイトなど未成年に好ましくない媒体への掲載
 - エ 会社や団体などのロゴ・マークとしての利用
 - オ 画像素材自体の二次配布を目的とした利用（加工・未加工を問わず不許可）
 - カ 当サイトの素材を使用して制作されたものを作品として販売・配布すること
 - キ その他商用利用すること
- ②掲載する写真周辺に「写真提供：（一社）やまがたアルカディア観光局」を表示すること。表示の際は、はっきりと見える色で表示し、文字のサイズは7pt以上とすること。
- ③借用した写真又は映像データを利用した完成媒体のサンプルを観光局に寄贈すること。ただし、ホームページやSNS等への掲載の場合は、掲載開始日及びそのURL等を観光局に通知すること。
- ④写真及び映像データは、一切加工して使用することができない。
- ⑤貸し出した写真又は映像データを複製して、販売、頒布、賃貸、貸与又は画像・動画サイトに掲載することを禁止する。
- ⑥掲載する写真又は映像を特定の商品等と組み合わせ、観光局の推奨を受けていると誤解を与えるような使用は禁止する。
- ⑦画像及び映像データの著作権は、観光局又は撮影者が有しており、利用を許可した場合でも、著作権を放棄するものではない。

3. 使用料等

- ①アルカディア地域（長井市・南陽市・白鷹町・飯豊町）の地方自治体、観光協会が非営利目的で写真及び映像データを使用する際の使用料は、無料とする。
- ②アルカディア地域以外の地方自治体、観光協会または事業者等が写真及び映像データを使用する際は、別に定める使用料を徴収する。

4. その他

- ①このガイドラインまたは許可書掲載事項に違反した場合には、観光局はいつでも写真及び映像データの使用を差止めできるものとする。また、次回以降の申請について、許可しない場合がある。